

## 愛知県公立大学法人役員報酬規程の一部改正について

## 1 令和2年4月1日遡及改定

新	旧
<p>附 則（令和2年2月28日規程第22号） 〔沿革〕令和2年12月1日規程第4号改正 <u>〔沿革〕令和3年3月25日規程第32号改正</u></p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 （理事長の年俸の額の特例）</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和2年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>18,912,000円</p> <p>附 則（令和2年12月1日規程第4号） この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則（令和2年2月28日規程第22号） 〔沿革〕令和2年12月1日規程第4号改正</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 （理事長の年俸の額の特例）</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和2年4月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>18,912,000円</p> <p>附 則（令和2年12月1日規程第4号） この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>

## 2 変更理由

役員報酬については、愛知県の指定職給料表適用者に準じていることから、年俸の額の特例期間が延長されたことに伴い改正した（理事長の給与抑制の期限の延長）。